平成２９年（フ）第１４号
北海道旭川市錦町21丁目2162番地98
破産者　有限会社若松木材商行
1　決定年月日　平成29年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２７７号
東京都昭島市玉川町１丁目15番５号
破産者　内田　　茂
1　決定年月日　平成29年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３４０号
東京都八王子市中野上町３丁目26番３号
破産者　小林　克彦
1　決定年月日　平成29年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第４６７号
神奈川県茅ヶ崎市松が丘２丁目13番54号
破産者　有限会社マークス・コーポレーション
1　決定年月日　平成29年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０９７号
京都府木津川市市坂小谷口４
破産者　有限会社オートガレージ
1　決定年月日　平成29年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第２６４号
札幌市東区北37条東14丁目１番16号　シーズン北37条302号
破産者　齋藤　　均
1　決定年月日　平成29年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５号
茨城県日立市森山町４丁目１番20―201号、前住所茨城県日立市久慈町７丁目20番19号
破産者　渡邉　和枝
1　決定年月日　平成29年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第４６号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸南５―６―47　パレスサン１―102
破産者　金本ソヨンこと　権　　香姫
1　決定年月日　平成29年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１８１号
埼玉県朝霞市泉水３丁目13番20―1105号
破産者　永野　正也
1　決定年月日　平成29年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２５５号
神奈川県高座郡寒川町小谷３丁目４番16号、前住所神奈川県高座郡寒川町宮山1846番地７
破産者　飯田　　治
1　決定年月日　平成29年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４８号
神奈川県小田原市早川３丁目15番地の２　プリュジュール303号、破産開始決定時の住所神奈川県秦野市曽屋4084番地の７
破産者　平石　大和
1　決定年月日　平成29年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２５９号
神奈川県秦野市曽屋6033番地の１
破産者　森　　悦子
1　決定年月日　平成29年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４９７号
神奈川県平塚市城所1473番地の４
破産者　秋山　啓子
1　決定年月日　平成29年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第６７号
神奈川県平塚市万田419番地の17
破産者　日山　直子
1　決定年月日　平成29年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第９１号
長野県飯田市北方377番地１　ベルアルモニー203号、開始時の住所長野県飯田市三日市場378番地
破産者　松島　　宏
1　決定年月日　平成29年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２８年（フ）第３９７号
静岡市葵区西千代田町８番３－９号
破産者　水野美予子
1　決定年月日　平成29年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５２号
静岡市駿河区石田２丁目５番63号
破産者　花城　政夫
1　決定年月日　平成29年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６９号
静岡県御殿場市川島田1845番地の９
破産者　杉山　卓也
1　決定年月日　平成29年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第７０号
静岡県御殿場市川島田1845番地の９
破産者　杉山　佑介
1　決定年月日　平成29年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係